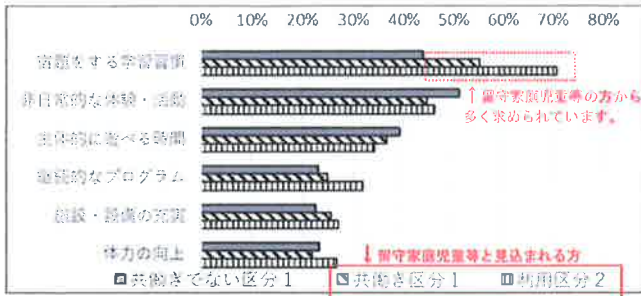


2 現状の課題を踏まえた見直しの方向性

(1) 「生活の場」の充実

42.2%の留守家庭児童等と見込まれる世帯の方は、適切なおやつ提供時間や学習時間の設定など「生活の場」の強化を求める傾向にあります。

↳子のためにキッズクラブに求めること(調査結果より)



↳おやつ提供時間(調査結果より)

	15時台	16時台	17時台
適切・許容	77.8%	93.3%	75.5%
早すぎる又は遅すぎる	22.2%	6.7%	24.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

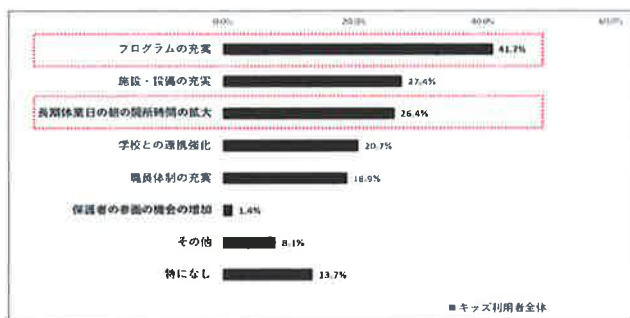
見直しの方向性

留守家庭児童等に「生活の場」を提供し健全な育成を行うため、学習時間を設けることや、おやつ時間の前倒し(17時台⇒16時台)を行うことで、生活リズムを身に付けることができるよう支援を強化します。

(2) 「遊びの場」の充実

利用者全体の要望として「(体験・創作活動などの)プログラムの充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」を望む声が多くあります。

↳保護者がキッズクラブに求めること(調査結果より)



見直しの方向性

キッズクラブを利用する全ての子どもたちに、より一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、プログラムの内容・実施回数等を底上げします。

なお、「遊びの場」である区分1の利用は16時までに短縮します。また、「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止します。

その他、4年度に向けて、ニーズが高い要望について引き続き検討していきます。

(3) 「新しい生活様式」等への対応

現在、新型コロナウイルス感染防止の観点から、区分1の利用日数や時間を制限しています。その結果、短時間の利用を必要とする方が区分2に登録することになり、区分2の登録者が前年比で約1.4倍に急増しています。働き方が多様化する中で潜在的な留守家庭児童の存在や、短時間利用のニーズが浮き彫りになっています。

見直しの方向性

区分2の中に利用ニーズに対応した短時間利用の安価な料金設定とする「新区分」を創設します。

また、猛暑時の熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症の中においても、児童が安全に過ごすことができる居場所とするために、多くの児童の受入が困難な場合は、「遊びの場」である区分1の利用は制限することとします。

↳現状と見直しの方向性の比較

		現状		見直しの方向性(下線が変更点)		
		放課後子供教室 区分1	放課後児童健全育成事業 区分2	放課後子供教室 区分1	放課後児童健全育成事業 新区分	放課後児童健全育成事業 区分2
役割		遊びの場	遊びの場 +生活の場	遊びの場 (充実)	遊びの場 (充実)	遊びの場 (充実) +生活の場 (充実)
利用時間	平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時	放課後～午後4時 (コロナや猛暑等の状況下では利用制限も)	放課後～午後5時	放課後～午後7時
	土・長期 休業日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時	①土:原則廃止 ②長期休業日: 1～2時間程度	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時

(4) 運営法人の安定化に向けた支援

保護者の意識の変化や、業務の増加(配慮が必要な児童の増加への対応等)などに伴い職員の負担が増加しています。また、事務の効化や、補助金事務の簡素化、人材確保などの要望が運営法人から求められています。

見直しの方向性

職員がしっかりと児童に向き合うことができ、生き生きと働くことができるよう、運営法人からの要望が強い補助金事務や制度の運用の見直し(保護者会や各種報告などのあり方について)、一層の「人材の確保」や「人材育成」の支援等を行うことで、質の向上と事務の効率化を図ります。